

平成30年9月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第9003号 意匠権等侵害差止等請求事件

口頭弁論終結日 平成30年7月11日

判 決

5

原 告 株式会社アルページュ

同訴訟代理人弁護士 鮫 島 正 洋

和 田 祐 造

10

山 本 真 祐 子

同訴訟復代理人弁護士 久 礼 美 紀 子

同訴訟代理人弁理士 小 出 俊 寛

幡 茂 良

同 補 佐 人 弁 理 士 蔵 田 昌 俊

15

吉 田 親 司

被 告 株式会社レッセ・パッセ

同訴訟代理人弁護士 松 井 秀 樹

20

太 田 大 三

鷺 野 泰 宏

荒 井 康 弘

同訴訟復代理人弁護士 岩 寺 桂 子

主 文

25

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

- 1 被告は、別紙 1 被告物件目録記載の商品を製造、譲渡、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡しのための展示をしてはならない。
- 5 2 被告は、前項の商品を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、5396万円及びこれに対する平成28年3月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 仮執行宣言

10 第 2 事 案 の 概 要

- 1 本件は、原告が、被告に対し、被告の販売する別紙 1 被告物件目録記載の商品（以下「被告商品」という。）の意匠（以下「被告意匠」という。）は原告の有する意匠権（以下「本件意匠権」という。）に係る意匠（以下「本件登録意匠」という。）に類似し、また被告商品の形態は原告の販売する婦人用コートの形態を模倣したものであると主張し、被告に対し、①意匠法37条1項及び15 2項並びに不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項3号、3条1項及び2項に基づき、被告商品の製造、譲渡等の差止め及びその廃棄を求めるとともに、②平成27年10月9日より前の被告商品の販売につき不競法5条2項に、同日以降につき意匠法39条2項及び不競法5条2項に基づき、損害賠償金4896万円及び弁護士費用相当額500万円（合計5396万円）並びにこれに対する不法行為の後の日（本訴状送達の日翌日）である平成28年3月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を20 求める事案である。
- 2 前提事実（当事者間に争いのない事実又は文中に掲記した証拠及び弁論の全趣旨により認定できる事実。なお、本判決を通じ、証拠を摘示する場合には、25 特に断らない限り、枝番を含むものとする。）

(1) 当事者

ア 原告は、婦人用被服の企画、製造並びに販売をする株式会社である。

イ 被告は、婦人用被服の企画、製造並びに販売をする株式会社である。

(2) 原告の意匠権

5 ア 原告は、次の内容の本件意匠権を有している（甲1）。

登録番号：第1537464号

意匠に係る物品：コート

出願日：平成27年1月30日（意願2015-1810。意匠法4条
2項の適用を申請）

10 登録日：平成27年10月9日

本件意匠：別紙4意匠公報（以下「本件公報」という。）の【図面】記載
のとおり

イ 原告が本件登録意匠の出願の際に特許庁に提出した「新規性の喪失の例
外規定の適用を受けるための証明書」（以下「本件証明書」という。乙7）
15 には以下の内容の記載があり、同証明書には原告ホームページ上のウェブ
ページの印刷物が添付され、そこには原告の商品である「5WAYコク
ーンコート」（商品番号24421971。以下「原告商品甲」という。甲7
の1）の写真が掲載されている（以下、本件証明書に掲載された意匠を「本
件証明書掲載意匠」という。）。

20 (ア) 公開した意匠：本件証明書に添付した別紙に記載のArpegge s
tory 「5wayコクーンコート」の意匠

(イ) 公開の方法：インターネット上の下記アドレスのホームページに掲載

(ウ) 公開した者：原告

(エ) 公開した日：2014年8月1日

25 ウ 被告は、平成28年10月18日、本件意匠登録に対する無効審判を請
求し、特許庁はこれを無効2016-880020号事件として審理した

上で、平成29年11月21日、本件意匠登録を無効とする旨の審決をし、その謄本は、同月30日に原告に送達された。

これに対し、原告は、本件審決の取消しを求める訴え（平成29年（行ケ）第10234号事件）を提起したが、知的財産高等裁判所は、平成30年7月19日、引用商標（後記原告先行意匠A）について新規性喪失の例外規定の適用を認められないなどと判断し、審決に取り消されるべき違法はないとして原告の請求を棄却した。

(3) 各商品の販売

ア 原告は、平成26年8月1日頃から女性用コート（商品番号24422350。以下「原告商品A」という。甲7の2）を「A p u w e i s e r r i c h e（アプワイザー・リッシェ）」というブランド名（以下「原告ブランド」という。）で販売している。

また、原告は、平成27年8月1日頃から女性用コート（商品番号25422770。以下「原告商品B」といい、原告商品A及びBを総称して「原告商品」という。甲7の3）を原告ブランド名で販売している。

原告商品A及びBの形態は些細な点を除いて同一であり、原告商品は本件意匠権の実施品である。なお、原告商品甲は、フード周りのファーが存在しない点で原告商品A及びBと異なる。

原告商品の外観・形状等の概要は別紙2のとおりである。

イ 被告は、平成27年8月頃から被告商品を「L A I S S E P A S S E（レッセ・パッセ）」というブランド名（以下「被告ブランド」という。）で販売している。

被告商品の外観・形状等の概要は別紙3のとおりである。

ウ 株式会社ベイクルーズは、遅くとも平成25年12月18日頃から「I E N A」というブランド名で「ダブルフェイスメルトンノーカラーフードツキコート（品番13020900390040）を販売している（以下、

当該商品を「I E N A商品」といい、I E N A商品の意匠を「I E N A意匠」という。)

3 争点

(1) 意匠権侵害について

ア 被告意匠は本件意匠に類似するか(争点1)

イ 本件登録意匠と先行公知意匠との同一性若しくは類似性又はこれに基づく創作容易性(争点2)

(ア) I E N A意匠(乙4, 5)(争点2-1)

(イ) 原告の「コクーンコート」(原告先行意匠A。甲7の2。商品番号24422350)(争点2-2)

(ウ) 原告の「5WAYコクーンコート」(原告先行意匠B。甲7の1。商品番号24421971)(争点2-3)

(2) 形態模倣(不競法2条1項3号)該当性について(争点3)

(3) 損害額(争点4)

第3 当事者の主張

1 被告意匠は本件意匠に類似するか(争点1)

[原告の主張]

(1) 本件登録意匠の構成態様等

ア 構成態様

本件登録意匠の基本的構成態様及び具体的態様は、以下のとおりである。

[基本的構成態様]

(A) 全体が、長袖ミディアム丈のフード付きコートであり、フード周り及び袖口にファーを取り付けた態様のものであって、

(B) その使用態様において、需要者がフードのファー、フード、及び袖口のファーを適宜取り外しできる態様のものである。

[具体的態様]

(C) コートの胴部は、正面視において略中央付近に、縦に1本線が入っており、そのやや左側にこれに平行な1本線が入っている比翼仕立て（表からボタンやファスナー等を見えなくするために前立てを二重にすること）となっており、

5 (D) コート胴部の両側にポケットを形成し、

(E) コート背面の腰部にコートと同色の帯状ベルトを付け、

(F) フードのファーは、天幅方向に、天幅の約2倍の長さを有するように首周りに略環状に形成したものであり、

10 (G) 袖口のファーは、袖口周りに略環状に形成され、正面視において略横長長方形の態様のものであり、

(H) その使用態様において、需要者が胸元のビジュブローチを適宜取り外しできる態様のものである。

イ 要部

15 本件登録意匠に係る物品はコートであるところ、需要者がコートを選ぶ際にはその丈感等の全体的形状に着目するものであるから、基本的構成態様Aは要部である。また、需要者がコートを選ぶ際には、その使用態様という機能性にも着目するところ、基本的構成態様Bは、原告の新規な創作的部分に係る部分であり、特に需要者の注意を惹くものであるから、同態様も要部である。

20 (2) 被告意匠の構成態様

被告意匠の基本的構成態様及び具体的態様は、以下のとおりである。

[基本的構成態様]

(A) 全体が、長袖ミディアム丈のフード付きコートであって、フード周り及び袖口にファーを取り付けた態様のものである。

25 (B) その使用態様において、需要者がフードのファー、フード及び袖口のファーを適宜取り外すことのできる態様のものである。

[具体的態様]

(C) コートの胴部は、正面視において略中央付近に、縦に1本線が入っており、そのやや左側にこれに平行な1本線が入っている比翼仕立てとなっている。

5 (D) コート胴体部の腰部両側にポケットを設けたものである。

(E)' コート背面の腰部にベルトを設けない態様のものである。

(F) フードのファーは天幅方向に、天幅の約2倍の長さを有するように首周りに略環状に形成したものである。

10 (G) 袖口のファーは、袖口周りに略環状に形成され、正面視において略横長長方形状となっておる。

(H) その使用態様において、需要者が胸元のビジュブローチを適宜取り外すことのできる態様のものである。

(3) 本件登録意匠と被告意匠との対比

ア 共通点

15 本件登録意匠と被告意匠とは、上記(A)～(D)、(F)～(H)において共通する。

イ 相違点

20 本件登録意匠はコート背面の腰部にコートと同色の帯状のベルトを付けた態様であるのに対し(上記(E))、被告意匠はコート背面の腰部にベルトを設けない態様である点(上記(E'))において相違する。

(4) 類否

25 本件登録意匠と被告意匠は、上記(A)～(D)、(F)～(H)において共通するのに対し、相違点は、背面の形状であって需要者の注意を惹くものではなく、背面の腰部における帯状のベルトはありふれた態様であり、これを付けるか否かは当業者が適宜選択可能である。

したがって、本件登録意匠と被告意匠は類似する。

[被告の主張]

(1) 本件登録意匠の構成態様等

ア 原告の主張に対する認否

本件意匠の基本的構成態様は、全体が長袖のフード付きコートであること、フード周り及び袖口にファーが取り付けられていること、正面視において腰部が膨らみ裾方向に窄まった形状をしていること、腰部に帯状のベルトが設けられていること、胴部の両側にポケットが設けられていることなどである。原告の主張する基本的構成態様(A)のうち、ミディアム丈であることは、そもそも本件公報に寸法等は記載されていないので、基本的構成態様とはいえず、基本的構成態様(B)は、形態を離れた機能そのものであり、意匠の内容とならない。

イ 構成態様

本件登録意匠の構成態様は、以下のとおりである。

- ① 長袖のフード付きコートである。
- ② 全体の輪郭（シルエット）として、胸部と腰部（ヒップ）に膨らみを持たせつつ、胴部（ウエスト）を絞ったデザインであり、また、正面視において、腰部（ヒップ）が膨らんでおり裾方向に窄まった形状（いわゆるコクーン型）をしている。
- ③ フード周り及び袖口にファーが取り付けられている。
- ④ コートの胴体部は、正面視において略中央付近に、縦に一本線が入っており、そのやや左側にこれに平行な一本線が入っている。
- ⑤ ポケット様の2つの矩形の布部材がコート胴体部の腰部前面左右に、布部材の長手方向がコート本体の中心線と垂直な方向となるように、布部材の上縁部がコート本体に縫い付けられフラップが形成されている。
- ⑥ コート胴体部の前面側部の縦方向の切替え線が上記⑤のポケット様の布部材によって分断されている。前面胸部に左右1本ずつの切替え線が

上方斜め方向に入っている。

- ⑦ コート背面の腰部にコートと同色の帯状の飾りベルトを付けている。
- ⑧ コート背面中央を縦方向に貫く切替え線が配置されている。
- ⑨ フードのファーは、本件登録意匠の図面上（フードの形につき天幅方向に長く楕円状の状態において）、天幅方向に、天幅の約2倍の長さを有するように首回りに略環状に形成したものである。
- ⑩ 袖口のファーは、袖口周りに略環状に形成され、正面視において略横長長方形状となっている。
- ⑩-2 取り外した袖口のファーをつなげて首回りに取り付けられた態様を有する。
- ⑪ ビジューブローチ等の装飾を備えない。
- ⑫ コートに取り付けられたフードは、背面視においてその横幅が肩口に及ばず、側面視において膨らみの少ないコンパクトなものである。
- ⑬ 袖丈が身丈の約75%の長さとなっている。
- ⑭ フード周り及び袖口に取り付けられたファーには、コート本体と異なる系統の配色がなされている（いわゆるツートンカラーである。）。

ウ 要部

上記のうち、本件意匠の基本的構成態様は、②、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑭である。

(2) 被告意匠の構成態様

被告商品の意匠の構成態様は、以下のとおりである。

- ① 長袖のフード付きコートである。
- ②' 全体の輪郭（シルエット）として、胴体部側部の切替え線を支点としてボックス様のデザインであり、また、正面視において腰部から裾にかけて広がっていく形状（いわゆるAライン様）をしている。
- ③ フード周り及び袖口にファーが取り付けられている。

- ④ コートの胴体部は，正面視において略中央付近に，縦に1本線が入っており，そのやや左側にこれに平行な1本線が入っている。
- ⑤' コート胴体部の腰部に2つポケットを設けたものであり，各ポケット口の布部材は矩形であり，コート胴体部の腰部側面左右に，コート本体の中心線と略平行となるように，布部材の上縁部，下縁部及び内側縁部がコート本体に縫い付けられており，フラップが形成されていない。
- ⑥' コート胴体部の前面側部の縦方向の切替え線は，上記⑤'のポケットに沿うように配置され，上記⑤'のポケットによって分断されていない。前面胸部に本件登録意匠のような切替え線が入っていない。
- ⑦' コート背面の腰部に飾りベルトを付けていない。
- ⑧' コート背面の腰部に横方向の切替え線が配置され，コート背面の縦方向の切替え線は，当該横方向の切替え線の存在する部分で終了している。
- ⑨ フードのファーは，訴状に掲載されている被告意匠の写真上（フードの形につき縦横均等の菱形状の状態において），天幅方向に，天幅の約2倍の長さを有するように首回りに略環状に形成したものである。
- ⑩ 袖口のファーは，袖口周りに略環状に形成され，正面視において略横長長方形状となっている。
- ⑩' -2 取り外した袖口のファーをつないで首回りに取り付けることのできる態様を備えていない。
- ⑪' コートの略中央に入った2本の1本線の間の上端部分にビジューボタンを備えている。
- ⑫' コートに取り付けられたフードは，背面視においてその横幅が肩口まで及び，側面視において膨らみの多い大きさである。
- ⑬' 袖丈が身丈の約80%の長さとなっている。
- ⑭' フード周り及び袖口に取り付けられたファーには，コート本体と同じ系統の配色がなされている。

(3) 本件登録意匠と被告意匠との対比

ア 共通点

原告登録意匠と被告意匠とは、上記①、③、④、⑨及び⑩において共通する。

イ 相違点

原告登録意匠と被告意匠とは、上記②、⑤～⑧、⑩-2 及び⑪～⑭において相違する。

(4) 類否

原告登録意匠と被告意匠は、コートの配色（上記⑭）、飾りベルトの有無（上記⑦）、ポケットの形状（上記⑤）、コート全体の輪郭（上記②）、切替え線の有無、形状（上記⑥及び⑧）といった基本的構成態様において大きく異なっているので、具体的態様を検討するまでもなく、本件登録意匠と被告意匠とは需要者をして異なる美感を生じさせる。

他方、原告が主張する共通点のうち、上記①、③、④及び⑩については、公知意匠であるため需要者の注意を惹かないものであり、また、上記⑨についても需要者が注意を惹かれる部分ではないので、これらの共通点をもって原告登録意匠と被告意匠が類似しているということとはできない。

したがって、本件登録意匠と被告意匠とは類似していない。

2 争点2（本件登録意匠と先行公知意匠との同一性若しくは類似性又はこれに基づく創作容易性）について

(1) 争点2-1（IENA意匠）について

〔被告の主張〕

IENA意匠は、ファーに関する態様（本件登録意匠に関する上記③、⑨、⑩及び⑭）を除いて本件登録意匠と同一の態様を有しており、本件登録意匠とIENA意匠とは類似している。

仮に、本件登録意匠とIENA意匠とが類似していないとしても、本件登

録意匠は、I E N A意匠に対し、袖口及びフード周りにファーを付属したものにすぎない。袖口及びフード周りにファーを付属させるデザインは、女性用コートにおいて一般的な手法であり、本件登録意匠の出願時においてI E N A意匠に基づき本件登録意匠を創作することは容易であった。

したがって、本件登録意匠は無効にされるべきものである。

〔原告の主張〕

I E N A意匠は、本件登録意匠の要部を構成する「袖口及びフード周りに、取り外しができるファー」を取り付けておらず、本件登録意匠とI E N A意匠とは非類似の意匠である。

また、袖口及びフード周りにファーを付属させるデザインは女性用コートにおいて多く存在するとしても、どのような形態のファーをどのような態様で取り付けるかはコートのデザインにおいて重要な要素であり、I E N A意匠に基づき当業者が容易に創作することができたということとはできない。

(2) 争点2-2 (原告先行意匠A) について

〔被告の主張〕

原告は本件登録意匠の出願（平成27年1月30日）に当たり、新規性喪失の例外規定（意匠法4条2項）の適用を申請し、同規定の適用に必要な本件証明書を提出している。同証明書には原告商品甲に係る意匠（本件証明書掲載意匠）が記載されているが、平成26年8月1日に販売されて本件登録意匠の出願日より前に公知となった原告商品A（商品番号24422350。甲7の2）に係る原告先行意匠Aは記載されていない。

新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、適用を受けようとする公開意匠全てにつき「証明する書面」に記載することが必要とされ、類似する意匠はいうまでもなく、実質的に同一の公開意匠についても省略することは許されない。本件証明書に記載されていない原告先行意匠Aと本件証明書掲載意匠とを比較すると、その商品番号が異なる上、フード周りのファーが存

在しないという構成態様上の差違があり、その差違が微差であるということ
はできないので、原告先行意匠Aは新規性喪失の例外規定の適用対象とはな
らない。

そこで、本件登録意匠と原告先行意匠Aとを対比すると、両意匠は類似し
ているということができ、また、本件登録意匠は、原告先行意匠Aからその
構成要素であるビジュブローチを取り除いたものにすぎないので、原告先
行意匠Aに基づき本件登録意匠を創作することは容易であったということが
できる。

したがって、本件登録意匠は無効にされるべきものであるので、本件意匠
権に基づく請求は理由がない。

[原告の主張]

新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、適用を受けようとする公
開意匠全てを「証明する書面」に記載しなければならないわけではなく、同
書面に記載された意匠と実質的に同一のものについては、同書面に掲載しな
くても同証明書に記載されたものとして新規性を喪失しないと解すべきであ
る。

本件証明書に記載された原告先行意匠Aと本件証明書掲載意匠とは、フー
ドのファアの有無のみにおいて相違するにすぎず、社会通念上、意匠の表現
として実質的に同一ということができる。また、当業者において、原告商品
のようなフード付のコートについて袖にファアを付けた場合にフードにファ
アを付けることは常識的かつ普通なことである。

そうすると、原告先行意匠Aが本件証明書上に記載されていないとしても、
新規性を喪失することはないというべきである。

(3) 争点2-3 (原告先行意匠B) について

[被告の主張]

本件証明書掲載意匠は、前記のとおり原告商品甲に係る公開意匠（平成2

6年8月1日公開)であるが、原告は、本件意匠の出願日より6か月以上前である平成26年7月18日時点において、同一の原告商品甲に係る原告先行意匠Bをそのウェブサイト上に掲載している(乙8)。意匠法4条2項は、意匠登録出願の日から6か月以内の行為について新規性喪失の例外を認める
5 ものであるから、本件登録意匠の出願日の6か月より前に掲載された原告先行意匠Bは、新規性喪失の例外規定の適用対象とはならない。

そこで、本件登録意匠と原告先行意匠Bとを対比すると、原告先行意匠Bは本件登録意匠の実施品とフード周りのファーの有無という相違点以外は同一の形態であるから、両意匠は類似しているということができ、また、本件
10 登録意匠は、原告先行意匠Bにフード周りのファーを加えたにすぎないので、原告先行意匠Bに基づき本件登録意匠を創作することは容易であったということが
ことができる。

したがって、本件登録意匠は無効にされるべきものであるので、本件意匠権に基づく請求は理由がない。

15 [原告の主張]

意匠が不特定者に公然知られた状態になったといえるためにはその一部が視認されただけでは足りず、意匠の全体が視認されなければならない。平成26年7月18日時点における原告ウェブサイト上には、眼鏡をかけた人物が着用しているコートの写真が掲載されているが、この写真のみでは本件登録
20 意匠の基本的構成態様及び具体的態様は不明であり、これにより本件登録意匠が不特定者に公然知られた状態になったということにはならない。

したがって、原告先行意匠Bは、本件登録意匠の先行公知意匠とはなり得ないので、本件意匠について無効理由は存在しない。

3 争点3(形態模倣(不競法2条1項3号)該当性)について

25 [原告の主張]

(1) 原告商品の形態

原告商品の基本的形態及び具体的形態は、前記1〔原告の主張〕(1)ア(A)～(H)（以下、符号に従い「形態A」などという。）に以下の形態を付加したものである。

(I) フードは側面視において略三角形状である。

(J) フード及びフード周りのファーが付されている場合の側面視において、
フードと当該ファーの長さ比は約1対1である。

(K) ビジューブローチの形状が、縦長形状の中央の大きなビジューの周囲を
小さなビジューが取り囲む形状である。

(2) 被告商品の形態

被告商品の基本的形態及び具体的形態は、前記1〔原告の主張〕(2)(A)～(H)に上記(I)～(K)の形態を付加したものである。

(3) 原告商品と被告商品との形態の対比

ア 共通点

原告商品と被告商品の形態は、形態A～D、F～Kにおいて共通する。

イ 相違点

原告商品はコート背面の腰部にコートと同色の帯状のベルトを付けた態様のものであるのに対し（形態E）、被告商品はコート背面の腰部にベルトを設けない態様のものである点（形態E'）において相違する。

(4) 実質的同一性

原告商品と被告商品は、上記の共通点を有するところ、これらの共通点に係る形態はいずれも創作的なものであり、少なくとも形態Bは同種商品にはない新規なものである。これに対し、相違点（態様EとE'）は、背面の形状であって需要者の注意を惹くものではなく、背面の腰部における帯状のベルトはありふれた形態であるので、原告商品と被告商品の形態は実質的に同一である。

被告は、需要者がフードのファー、フード及び袖口のファーを適宜取り

外すことができる形態であること（形態B）は機能にすぎないと主張するが、原告は取り外し可能であることが「形態」と主張しているのではなく、ファー等を着脱した後の外観上認識し得る状態が「形態」に当たると主張しているのであるから、被告の反論は理由がない。

5 さらに、形態A～C及び形態F及びHは、公知にすらなっていない創作的なものである。

イ 以下のとおり、被告の主張する相違点は相違点ではないか、部分的かつ些細なものにすぎず、実質的同一性の判断に影響を与えない。

(ア) 全体の輪郭

10 被告は商品全体の輪郭が異なると主張するが、両商品の輪郭は完全に同一であるので、この点は共通点である。仮に被告が指摘する相違点が存在するとしても、一見して確認することができない程度の些細のものであり、実質的同一性の判断に影響を与えない。

(イ) ポケットの形状

15 女性用コートにおいて需要者が着目するのはファーや輪郭であり、ポケットの態様が着目されることは少ない（甲71～75）。また、被告商品のポケットの形態は、コートのポケットの形状としてありふれたものにすぎず、原告商品の形態をこれに置き換えることは極めて容易である。さらに、ポケットの形状に係る相違点は、部分的かつ些細なものであり、全体の形態に影響を与えない。

(ウ) ベルトの有無

20 ベルトの有無は、需要者が最も着目する正面視ではなく背面視における形態に係る相違点であり、需要者から着目されることは少ない（甲71～75）。また、原告商品に設けられた飾りベルトはコートと同色であるため、それ自体目立つものではない。さらに、飾りベルトをなくす
25 という改変は極めて容易に着想し得るものである上、被告の指摘する相

違点は部分的かつ些細なものであり、全体の形態に影響を与えない。

(エ) 胸部、側面及び背面の切替え線の形状

コート
5
の切替え線は、一見して確認することができるものではなく、
需要者が着目するとは考え難い。切替え線に関する相違点は他の相違点
に係るものであって独立した相違点とはならず、また、被告の指摘する
相違点は部分的かつ些細なものであり、全体の形態に影響を与えない。

(オ) フードの大きさ

10
フードは、他の生地比べて撓みやすく、変化し易い態様であるから、
背面視における横幅及び側面視における膨らみといった安定性に欠ける
形状をもって比較することは妥当ではない。また、被告の指摘する相違
点が存在するとしても、ごくわずかな部分的なものにすぎず、全体の形
態に影響を与えない。

(カ) ファーとコート本体の配色

15
被告は、ファーとコート本体の配色を相違点として挙げるが、原告商
品のファーはベージュ系統であり、コート本体と同じ系統の配色がされ
ている(甲7の2, 3)ので、この点は共通点である。仮にこの点が相違
点であるとしても、ごくわずかな部分的なものにすぎず、全体の形態に
影響を与えない。

(キ) 袖丈と身丈のバランス

20
原告商品と被告商品の袖丈と身丈は一致するので、この点は相違点で
はなく、共通点である。被告の指摘する相違点は、袖丈の長さに対する
身丈の長さがわずか5%異なるというものとどまり、長袖であること
に変わらないので、需要者がこの点に着目するとは考え難い。また、被
告の指摘する相違点は部分的かつ些細な点にすぎず、全体の形態に影響
25
を与えない。

(ク) ビジューブローチ／ビジューボタン

原告商品と被告商品のビジューブローチ／ビジューボタンは、真ん中の大きなシルバーのビジューの周りを小さなビジューが取り囲んでおり、前立ての2本線内に収まるという点で共通している。また、ピン留めのブローチを縫い付けるといふ改変は容易に着想し得るものである上、被告の指摘する相違点は部分的かつ些細なものであり、全体の形態に影響を与えない。

(ケ) 正面視におけるコート胴体部の留め具

原告商品におけるファスナー及び被告商品におけるボタンは前立てに隠れており、需要者において着目する部分ではない。また、原告商品の形態をボタンに置き換えることは容易に着想し得る上、被告の指摘する相違点は部分的かつ些細なものであり、全体の形態に影響を与えない。

(コ) 前立て

前立てが一重か二重かはコートの内部形状に関するものであり、着用時において一見して明らかなものではなく、需要者において着目する部分ではない。また、被告の指摘する相違点は部分的かつ些細なものであり、全体の形態に影響を与えない。

(カ) スナップボタンの数

スナップボタンは前立てに隠れているため、需要者において着目する部分ではない。また、スナップボタンを1つから2つにすることは極めて容易である上、被告の指摘する相違点は部分的かつ些細なものであり、全体の形態に影響を与えない。

(シ) 袖口ファーの形状

原告商品も被告商品も取り外した状態は環状であり、この点は相違点ではなく、共通点である。

(ス) フードの裏地

フードの裏地の生地はフードの表地と同じ素材であることからその差

違は一見して確認することはできず、またフードの裏側は需要者において注目されない部分であるので、被告の指摘する相違点は極めて些細なものであり、全体の形態に影響を与えない。

(セ) フード周りの線

5 フード周りの線は、一见して確認することができるものではなく、需要者が着目するとは考え難い。被告の指摘する相違点は部分的かつ些細なものであり、全体の形態に影響を与えない。

(ソ) 取り外した袖口のファーを首回りに取り付ける態様の有無

10 被告の指摘する相違点は、両袖口のファー及びフードを取り外した上で首回りに両袖口のファーを付した形態であって、他の取り外しに起因する形態に比して多大な手間を要するものであり、需要者が特に着目するものとは考え難い。

ウ 以上によれば、原告商品と被告商品の形態は実質的に同一である。

(5) 依拠性

15 原告ブランドと被告ブランドは、同種のカテゴリーに属するブランドであるため、日常的に互いに商品バリエーションを確認することが通常であり、実際に、両ブランドは、百貨店等において店舗が近接することが多く、被告において原告商品の形態にアクセス可能かつ容易であった。

(6) 請求主体としての適格性

20 原告商品は I E N A 商品の形態を模倣したものではなく、原告は「模倣された商品を自ら開発・商品化して市場に置いた者」である。

25 原告商品と I E N A 商品の形態は、①原告商品は、全体が長袖ミディアム丈のフード付きコートであって、フード周り及び袖口にファーを取り付けた態様のものであるのに対し、I E N A 商品にはフード周り及び袖口にファーが存在しない点、②原告商品は、その使用態様において、需要者がフードのファー、フード及び袖口のファーを適宜取り外すことのできる態様であるの

5 に対し、I E N A 商品はフードの取り外しができるにすぎない点、③原告商品の生地は、柔らかい印象を与える質感・風合のものであるのに対し、I E N A 商品の生地は、肉厚なメルトンであって、ハリのある印象を与える質感である点で相違している。これらは、重要かつ特徴的な形態であるから、両商品の形態に実質的同一性は認められない。

また、原告ブランドはエレガンス系のブランドであるのに対し、I E N A はカジュアル系のブランドであり、原告ブランドとI E N A は異なる種類のブランドであって、原告はI E N A の商品バリエーションを通常確認していない。

10 したがって、原告がI E N A 商品を模倣したものとはいえない。

[被告の主張]

(1) 原告商品の形態

15 原告商品の形態は、前記1 [被告の主張] (1)イ①～⑭ (ただし、⑩に対応する形態は下記⑩-2 である。) に以下の形態を付加したものである (以下、符号に従い「形態①」などという。)

⑩-2 任意の場所にピン留めできるビジューブローチ (様々な色が配色されている) が付属している (乙9の9)。

⑮ コート胴体部の正面視において略中央付近の前立ての裏側にはファスナーが設けられている。

20 ⑯ 形態④の前立て部分は、前立てが一重となっている。

⑰ スナップボタン (襟元を閉めるためのボタン) が1つのみ取り付けられている (乙9の7)。

⑱ 袖口のファーが、平面的な略長方形様である (乙9の5, 6)。

25 ⑲ フードの裏側にも布生地が仕立てられている (生地が二重となっている。)

⑳ フード周りに1本線が略環状にデザインされている (乙9の8)。

(2) 被告商品の形態

被告商品の形態は、前記1〔被告の主張〕(2)①～⑭' (ただし、⑪' に対応する形態は下記⑪' -2である。) に以下の形態を付加したものである。

⑪' -2 被告商品は、コートの略中央に入った2本の1本線の間の上端部分にビジュボタン（同系色が配色されている）が縫い付けられている（乙1の9）。

⑮' コート胴体部の正面視において略中央付近の前立ての裏側にはボタンが設けられている。

⑯' 形態④の前立て部分は、前立てが二重（比翼仕立て）となっている。

⑰' スナップボタン（襟元を閉めるためのボタン）が2つ取り付けられている（乙1の7）。

⑱' 袖口のファーは、立体的な環状である（乙1の5、6）。

⑲' フードの裏側には布生地が仕立てられていない（裏生地が見える形状となっている。）。

⑳' フード周りに平行する2本線が略環状にデザインされている（乙1の8）。

(3) 原告商品と被告商品との形態の対比

ア 共通点

原告商品と被告商品の形態は、形態①、③、④、⑨及び⑩において共通する。

イ 相違点

原告登録意匠と被告意匠とは、形態②、⑤～⑧、⑩-2、⑪-2、⑫～⑳において相違する。

(4) 実質的同一性

ア 原告商品はフード、フード周りのファー及び袖口に取り付けられたファスをそれぞれ取り外すことができるが、取り外し可能であること自体は単

なる機能にすぎず、不競法2条1項3号の「商品の形態」には含まれない。

また、襟元、袖口及びフードに取り外し可能なファーを備え、ファーを取り外して見た目の印象の異なる複数の形態において着用することは一般的に想定され、そのようなフードを備える女性用コートは多く存在しており（乙2、3、25～30、32～38）、原告商品に特徴的な形態ということとはできない。

さらに、原告は、形態I～Kも原告商品と被告商品の形態の共通点であると主張するが、形態I及びJについては、コートのフードやファーが柔らかい素材であることから、これを適宜変形させる過程で共通する形状にすぎない。また、形態Kについては、被告商品はビジューブローチではなく、ビジューボタンを取り付けるものであるので、相違点である。

イ 原告商品と被告商品の形態の共通点は、需要者の注意を惹くものではなく、他方、原告商品と被告商品の形態には多数の相違点があるので、両商品の形態が実質的に同一とはいえない。

これを敷衍すると、以下のとおりである。

(ア) 全体の輪郭（形態②）

原告商品の全体的な輪郭は、腰部が膨らんでおり裾方向に窄まったコクーン型の形状であり、また、胸部と要部に膨らみを持たせつつ、ウエストを絞ったデザインであることから、女性の胸部と腰部を中心とした身体のラインを強調しつつ、スリムな美感を与えるものである。

これに対し、被告商品は、腰部から裾にかけて広がっていくAライン様の形状であり、また、ウエスト側部の切替え線を支点としてボックス様のデザインであることから、女性の身体のラインを隠し、柔らかい美感を与えるものである。

このように、原告商品と被告商品とはコート全体の輪郭に関する設計思想が根本から異なる。

(イ) ポケットの形状（形態⑤）

女性用コートにおけるポケットは、コートの外観にとって極めて重要なアクセントの一つであり、需要者が特に強い関心を持つ点である。原告商品と被告商品のポケットは、その取付け位置や取付け態様、形状が

5

(ウ) ベルトの有無（形態⑦）

女性用コートにおけるベルトは、コートの外観に極めて重要な影響を与えるものであり、需要者が特に強い関心を持つ点である。原告商品のベルトは飾りとして取り付けられているものであり、背面のみならず側

10

また、原告商品では、上記ベルトとポケット用のフラップ状布部材がほぼ同じ高さに設けられているので、腰部で横方向に分断するような太いラインが形成されており、需要者にカジュアルな印象を与える。原告商品においてベルトのデザインが重視されていることは、そのウェブサイト

15

これに対し、被告商品はポケット用の布部材が縦方向に伸びた状態で設けられ、飾りベルトもないので、縦ラインを強調する構成となっており、フェミニンな印象を与えるものである。

20

以上のとおり、ベルトの有無は更にポケットの形状の差違とあいまって、需要者の美感に大きく異なる印象を与えるものである。

(エ) 胸部、側面及び背面の切替え線の形状（形態⑥，⑧）

原告商品の胸部左右の切替え線及び前面側部の切替え線（ポケット用の布部材により分断）は、胸部及び腰部に膨らみを持たせつつ、身体のラインを強調したスリムな形状をもたらす一因となっている。他方、背

25

面部の切替え線は、取り立てて特徴のある形状をしていない。

5 他方、被告商品においては、胸部の切替え線が設けられておらず、側面の切替え線はポケットに分断されることなく縦方向に貫かれ、背面部には外観上のデザインとして特徴のある切替え線が設けられている。被告商品の切替え線は、被告商品にボックス様の膨らみを持つゆとりのある形状をもたらす一因となっている。

原告商品と被告商品との切替え線に関する上記相違点は、需要者の美感に対して一見して異なる印象を与えるものである。

(オ) フードの大きさ（形態⑫）

10 女性用コートにおいてフードの大きさや形状はコート着用時における外観に大きな影響を与えるものである。原告商品と被告商品のフードの大きさの差違は、需要者の美感に対して一見して異なる印象を与える。

(カ) ファーとコート本体の配色（形態⑭）

15 コートの配色は、コートの外観上、大きな印象を与えるものであり、需要者はこの点に着目することが通常である。原告商品は、コート本体部の配色とフード周り及び袖口のファーの配色に異系色を用いているのに対し、被告商品では同系色を用いているので統一感のある色彩となっている（甲24，37）。こうした配色に関する相違点は、需要者の美感に対して一見して異なる印象を与えるものである。

(キ) 袖丈と身丈のバランス（形態⑬）

20 需要者が女性用コートを購入したり着用したりする際には、需要者は袖丈と身丈のバランスに着目することが通常であるので、原告商品と被告商品のこの点における差違は需要者の美感に対して一見して異なる印象を与える。

(ク) ビジューブローチ／ビジューボタン（形態⑪-2）

25 原告商品のビジューブローチはコートの付属品にすぎず、前立てに取り付けるかどうかも需要者に委ねられるのに対し、被告商品の胸元に配

置されたビジュボタンはあくまでボタンとして取り付けられたものであり、その差違は需要者の美感に一見して異なる印象を与えるものである。

(ケ) 正面視におけるコート胴体部の留め具（形態⑮）

原告商品におけるファスナーと被告商品におけるボタンは、着用時には前立てに隠れているとしても、コートは人前で着脱することが予定されているものであり、前を開いてコートを着用することも多い。ファスナーかボタンかはそのような際に見て区別できるものであり、需要者に異なる印象を与えるものである。

(コ) 前立て（形態⑯）

コートの前立てが一重であるか二重であるかは、着用時において一見して明らかなものではないとしても、上記(ケ)と同様の理由から、需要者に異なる印象を与えるものである。

(ク) スナップボタンの数（形態⑰）

スナップボタンは、着用時において一見して明らかなものではないとしても、上記(ケ)と同様の理由から、需要者に異なる印象を与えるものである。

(ク) 袖口ファーの形状（形態⑱）

原告商品と被告商品の袖口ファーの形状の差違は、需要者に異なる印象を与えるものである。

(ス) フードの裏地（形態⑲）

フードの裏側に布生地が仕立てられていない場合には裏生地が露わになっていることから一見して確認することができるものであり、また、フードは頭部を覆うものであるから、裏側の形状は需要者が着目する点である。

(セ) フード周りの線（形態⑳）

フードはコート上部に備わるものである上、顔付近の目立つ部位であるから、フード周りの形状は需要者が着目する点である。

(ウ) 取り外した袖口のファーを首回りに取り付ける態様の有無（形態⑩-2)

袖口のファーをつなげた形態はコート本体と同時に使用されることが予定されているものであり、需要者が着目する点であるといえることができる。

ウ 以上によれば、原告商品と被告商品の形態が実質的に同一であるということとはできない。

(5) 依拠性

否認する。

(6) 請求主体としての適格性

不競法2条1項3号に基づく請求を行うことができるのは、模倣された商品について、自ら開発・商品化して市場に置いた者に限られるところ、原告商品は、IENA商品の形態を模倣したものであって、不競法2条1項3号に基づく請求ができない。

4 争点4（損害額）について

〔原告の主張〕

(1) 被告は、平成27年8月以降、被告商品の販売をしており、これまでに少なくとも1200着を、1着につき6万8000円で販売している。被告商品の販売による利益率は小売価格の約60%（被告商品1着当たり4万0800円）であると考えられるので、被告は、被告商品の販売行為により少なくとも4896万円の利益を得ており、原告は同額の損害を受けている。

(2) 原告は、本件訴訟を弁護士及び弁理士に委任せざるを得ず、その弁護士・弁理士費用は500万円を下らない。

(3) したがって、原告に生じた損害は少なくとも5396万円となる。

[被告の主張]

否認ないし争う。

第4 当裁判所の判断

1 争点2-2 (原告先行意匠Aを先行公知意匠とする新規性喪失の有無)について

事案に鑑み、まず、争点2-2 (原告先行意匠Aを先行公知意匠とする新規性喪失の有無) について判断する。

(1) 意匠法4条2項は、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して同法3条1項1号又は2号に該当するに至った意匠に関し、その該当するに至った日から6か月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条1項及び2項の規定の適用については、同条1項1号又は2号に該当するに至らなかったものとみなすとして、新規性喪失の例外を認めている。

かかる新規性喪失の例外の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、同法3条1項1号又は2号に該当するに至った意匠が同法4条2項の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない(同条3項)。

したがって、原告が原告先行意匠Aについて同項の適用を受けるためには、原告が原告先行意匠Aについて意匠法4条3項所定の証明書を提出していることがその前提となる。

(2) 原告は、本件証明書掲載意匠と原告先行意匠Aは実質的に同一の意匠であって、本件証明書が原告先行意匠Aについての意匠法4条3項所定の証明書に当たる旨を主張している。

そこで検討するに、本件証明書掲載意匠は、「5 w a y コクーンコート」という商品名の女性用コート(原告商品甲)に係るものであること、その販売価格は5万6160円であること、同コートには、フードと袖口のファー

とブローチが付いていること、これらのフードと袖口のファーとブローチはいずれも取り外しが可能であること、袖口のファーはネック（コートの襟）に装着可能であることが、その記載内容から理解できる。もっとも、フードにファーが付くことや、フードのファーが取り外し可能であることについて
5 は、本件証明書に一切記載されておらず、その記載から直ちにそのことを理解するのは困難である（甲7の1，乙7）。

他方、原告先行意匠Aは、「【Arpege story限定】コクーンコート」という商品名の女性用コート（原告商品A）に係るものであること、その販売価格は6万3720円であること、同コートはフードと袖口のファーとブローチのほか、フードのファーも付いていること、これらのフードと袖口のファーとブローチとフードのファーはいずれも取り外しが可能であること、袖口のファーはネック（コートの襟）に装着可能であることが、原告先行意匠Aに係る原告のウェブサイト（甲7の2）の記載から理解できる。
10 また、同ウェブサイトには、「ファー、フード、ビジュアールはそれぞれ取り外し可能なので、自由に印象を変えて、アレンジを楽しめるのも大きな魅力！」
15 「”限定ポイント”アプの大人気5WAYコートに袖とフードの両方にファーをつけました。」との記載がある。

以上によれば、本件証明書掲載意匠に係る原告商品甲も、原告先行意匠Aに係る原告商品Aも、共に「5wayコクーンコート」という商品名の女性用コートであって、フードと袖口のファーとブローチが付いている点、これらのフードと袖口のファーとブローチはいずれも取り外しが可能である点及び袖口のファーはネック（コートの襟）に装着可能である点で共通する。
20

しかし、原告先行意匠Aに係る原告商品Aは、本件証明書掲載意匠に係る原告商品甲の限定品であって、袖口のほかにフードにもファーが付いており、かかるフードのファーも袖口のファーと同様に取り外しが可能である点において、本件証明書掲載意匠にはない特徴を有するものと認められる。
25

(3) 上記のとおり，原告先行意匠Aは，フードにファーが付く点及びフードのファーが取り外し可能である点において本件証明書掲載意匠と明らかに相違すると認められるところ，かかる変化の態様が，本件証明書において説明ないし図示されていなかったとしても，物品の性質や機能に照らして十分理解することができる範囲内のものであると認められれば，なお，原告先行意匠Aは本件証明書掲載意匠と実質的にみて同一であると評価する余地がある。

しかしながら，フードやファー，ブローチなどを取り外して複数の組合せを楽しむことができる女性用コートであれば，説明や図示がなくても，通常はフードにファーが付くことや，当該フードのファーが取り外し可能であるということを十分理解できると認めるに足る証拠はなく，商品名に「5 w a y」なる文言が付されていることも直ちにその認定を左右するものとは認められない。

また，女性用コートの意匠において，フードにファーが付くことそれ自体はありふれた構成の一つにすぎなかったとしても，現にフードにファーが付くか否かによって，その意匠から受ける需要者の印象が異なるものといえる。

(4) 以上によれば，原告先行意匠Aが本件証明書掲載意匠と実質的に同一の意匠であるとは認めることはできないので，本件証明書が原告先行意匠Aについてのものであると認めることはできない。

そうすると，原告先行意匠Aについては，そもそも，意匠法4条3項所定の証明書が提出されていないことに帰するから，原告は原告先行意匠Aについて同条2項の適用を受ける余地はない。

(5) そこで，原告先行意匠Aと本件登録意匠とを対比すると，原告先行意匠Aの構成は上記(2)のとおりであり，他方，本件登録意匠は原告先行意匠Aからその構成要素のうちビジューブローチを取り除いたものといえることから，両意匠は類似しているといえることができる。

(6) したがって，本件意匠は新規性を欠き，無効審判により無効にされるべき

ものと認められるので、本件意匠権に基づく原告の請求は、その余の争点について判断するまでもなく、理由がない。

2 争点3（形態模倣（不競法2条1項3号）該当性）について

(1) 不競法2条1項3号は、他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡するなどの行為を不正競争行為として規定する。ここで「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう（同法2条5項）から、同号の不正競争行為といえるためには、他人の商品と作り出された商品を対比して観察した場合に、それぞれの形態が同一であるか実質的に同一といえる程度に類似していることが必要である。

(2) 証拠（甲4，5，8，24，25，36（ただし，3，5，6，9及び10頁を除く。），37，乙1，9，18）及び弁論の全趣旨によれば、原告商品及び被告商品の形態は、以下のとおりであると認められる。

ア 原告商品の形態（以下「形態(ア)」などという。」

(ア) 長袖ミディアム丈の長袖のフード付きコートであり、フード周り及び袖口にファーが取り付けられている。

(イ) 使用者がフードのファー、フード及び袖口のファーを適宜着脱することができることに起因して、フード周り及び袖口にファーを取り付けた形状、フード周りにのみファーが付いた形状、袖口にのみファーが付いた形状、フードのみの形状、フード及びファーを全て外したコート本体のみの形状の五つの異なる形態を呈する。

(ウ) 取り外した袖口のファーをつないで首回りに取り付けることのできる形態を備えている。

(エ) 全体の輪郭として、正面視において、腰部が膨らんでおり裾方向にやや窄まった形状をしている。

(オ) コートの胴部は、正面視において略中央付近に縦に1本線が入っており、そのやや左側にこれに平行な1本線が入っており、比翼仕立てとな

っている。

(カ) コート胴部の両側に水平状にポケットを形成しており、略横長長方形状のフラップを有するポケットがある、

(キ) コート背面の腰部にコートと同色の帯状の飾りベルトが付けられている。

(ク) コートの前面胸部には左右1本ずつの切替え線が上方斜め方向に入り、その側面部にはポケットにより分断される縦方向の切替え線が設けられ、その背面中央には縦方向に貫く切替え線が配置されている。

(ケ) コートに取り付けられたフードは、背面視においてその横幅が肩口に及ばず、側面視において膨らみの少ないものであり、その裏側には布生地が仕立てられ（生地が二重となっている。）、フード周りに1本線が略環状にデザインされている（乙9の8）。

(コ) フードのファーは、天幅方向に、天幅の約2倍の長さを有するように首周りに略環状に形成され、袖口のファーは、袖口周りに略環状に形成され、正面視において略横長長方形の態様のものである。

(サ) フード周り及び袖口に取り付けられたファーとコート本体の色合いは異なる。

(シ) 胸元に取り外しの可能なビジュースローチがつけられており、当該ブローチは、縦長形状の中央の大きなビジュースローチの周囲を小さなビジュースローチが取り囲む形状をしている。

(ス) 袖丈が身丈の約75%の長さとなっている。

(セ) コート胴体部の正面視において略中央付近の前立ては一重であり、その裏側にはファスナーが設けられるとともに、スナップボタン（襟元を閉めるためのボタン）が1つ取り付けられている（乙9の7）。

なお、上記(イ)に関し、被告は、フードのファー、フード及び袖口のファーを適宜取り外しできる態様であることは、機能であって形態ではない旨を主

張するが、適宜取り外しができること自体は機能であるとしても、フードのファー、フード及び袖口のファーを適宜取り外すことによって、変化した形態自体は形態に含まれるものといえることから、上記のとおり、これらを形態に含めることが相当である。

5 イ 被告商品の形態

(ア) 長袖ミディアム丈の長袖のフード付きコートであり、フード周り及び袖口にファーが取り付けられている。

(イ) 使用者がフードのファー、フード及び袖口のファーを適宜着脱することができることに起因して、フード周り及び袖口にファーを取り付けた形状、フード周りにのみファーが付いた形状、袖口のみファーが付いた形状、フードのみの形状、フード及びファーを全て外したコート本体のみの形状の五つの形態を呈する。

(ウ) 取り外した袖口のファーをつないで首回りに取り付けることのできる形態を備えていない。

15 (エ) 全体の輪郭として、正面視において腰部から裾にかけてやや広がっていく形状をしている。

(オ) コートの胴部は、正面視において略中央付近に、縦に1本線が入っており、そのやや左側にこれに平行な1本線が入っており、比翼仕立てとなっている、

20 (カ) コート胴体部の腰部に2つのポケットがあり、各ポケット口の布部材は矩形であり、コート胴体部の腰部側面左右に、コート本体の中心線と略平行となるように、布部材の上縁部、下縁部及び内側縁部がコート本体に縫い付けられており、フラップが形成されていない。

(キ) コート背面の腰部に飾りベルトが付けられていない。

25 (ク) コートの前面胸部には切替え線がなく、その側面部にはポケットに沿いかつポケットにより分断されることなく切替え線が配置され、その

背面の腰部には背面上部に縦方向及び腰部に横方向の切替え線が配置され、縦方向の切替え線は当該横方向の切替え線の存在する部分で終了している。

5 (ケ') コートに取り付けられたフードは、背面視においてその横幅が肩口まで及び、側面視において膨らみの多い大きさであり、その裏側には布生地が仕立てられ（生地が二重となっている。）、フード周りに平行する2本線が略環状にデザインされている（乙1の8）。

10 (コ) フードのファーは、天幅方向に、天幅の約2倍の長さを有するように首周りに略環状に形成され、袖口のファーは、袖口周りに略環状に形成され、正面視において略横長長方形の態様のものである。

(サ') フード周り及び袖口に取り付けられたファーとコート本体と同系統の配色がされている。

15 (シ') コートの略中央に入った2本の1本線の間の上端部分にビジューボタンが縫い付けられており（乙1の9）、当該ボタンは、縦長形状の中央の大きなビジューの周囲を小さなビジューが取り囲む形状をしている。

(ス') 袖丈が身丈の約80%の長さとなっている。

20 (セ') コート胴体部の正面視において略中央付近の前立ては二重であり、その裏側にはボタンが設けられるとともに、スナップボタン（襟元を閉めるためのボタン）が2つ取り付けられている（乙9の7）。

(3) 原告商品の形態と被告商品の形態の対比

ア 共通点

原告商品と被告商品は、形態(ア)、(イ)、(オ)及び(コ)において共通すると認められる。

25 イ 相違点

原告商品と被告商品は、形態(ウ)、(エ)、(カ)～(ケ)及び(サ)～(セ)におい

て相違すると認められる。ただし、両商品は、形態(カ)に関しては、両商品が腰部に2つのポケットを有する点において、形態(ク)に関しては、コート
の側面及び背面に切替え線を有する点において、形態(シ)に関しては、ビ
ジューの付いた装身具が設けられていること及びその装着位置、形状に
5 おいて、形態(セ)に関しては、前立ての裏側にスナップボタンが取り付け
られている点において共通すると認められる。

(4) 実質的同一性の検討

ア 原告は、両商品の上記各共通点に係る形態はいずれも創作的であるが、
特に形態(イ)は同種商品にはない新規なものであると主張する。

10 しかし、原告商品及び被告商品がファーの着脱に起因し共通して有す
ることとなる形態は、①フード周り及び袖口にファーを取り付けた形状、
②フード周りにのみファーが付いた形状、③袖口にのみファーが付いた
形状、④フードのみの形状、⑤フード及びファーを全て外したコート本
15 体のみの形状であるところ、このうち最も特徴的な形態と考えられる上
記①と同様の形状を備える女性用コートは、原告商品の発売前から数多
く存在しているものと認められ(乙25～30, 32～38)、原告商
品に特に特徴的な形態ということとはできない。また、上記②～⑤の形態
のコートもありふれた形態であって、これらの形態も特徴的な形態とい
うことはできない。

20 他方、ファーの着脱に起因する形態として、原告商品は取り外した袖
口のファーをつないで首回りに取り付けることのできる形態(形態(ウ))
を備えているのに対し、被告商品は係る形態を備えていない(形態(ウ'))
との相違点が存在することは上記のとおりである。

イ 原告は、原告商品の形態と被告商品の形態との間の他の共通点(形態
25 (ア)、(オ)及び(コ))も創作的であると主張するが、これらの共通点に係る
形態は、女性用コートとして一般的なものであり、特に特徴的なもので

あるということとはできない。

また、原告商品と被告商品は、いずれもビジューの付いた装身具が設けられ、その装着位置、形状において共通すると認められるが、女性用コートにおいてビジューの付いた装身具を設けること自体が特徴的であるということとはできず、また、原告商品のビジューブローチは取り外し可能であるのに対し、被告商品のビジューボタンがコートに縫い付けられているという相違点も存在するので、この点をもって原告商品と被告商品が実質的に同一であるということもできない。

以上によれば、原告商品と被告商品との間の上記各共通点をもって両商品の実質的に同一であるということとはできないというべきである。

ウ 原告商品と被告商品の相違点は、上記(3)イ記載のとおりであると認められるが、このうち、ポケットは、原告商品においては、コート胴部の両側に水平状に形成され、略横長長方形のフラップが取り付けられており、コート前面において需要者の目を引くアクセントとなっているということが出来る。

これに対し、被告商品においては縦の切替え線に沿って布部材がコート本体に縫い付けられ、フラップが形成されていないので、ポケットはそれほど目立たず、コート前面は比較的シンプルで縦に流れる線が需要者の目を惹く態様となっているということが出来る。

以上によれば、原告商品と被告商品の前面については、ポケットの形状の差異により、需要者が受ける印象が相当程度異なるというべきである。

エ また、原告商品と被告商品とは、背面における飾りベルトの有無が相違することは、前記のとおりである。

原告商品における飾りベルトは、腰部に水平方向に設けられ、その幅も太い上、原告商品の背面には同ベルトに匹敵する目立つ構成部分は存

在しないことから、当該飾りベルトは、コート背面において特に需要者の注目を惹くものであるということが出来る。そして、この点においては、原告自身も、そのウェブサイトにおいて、「バックスタイルのベルトがポイント！！」（乙6）、「バックウエストには飾りベルトを効かせて、後ろ姿にもメリハリをプラス」（甲7の2）などと強調しており、このことは、原告自身も飾りベルトが原告商品のデザイン上の特徴点であるとの認識を有していたことを示している。

これに対し、被告商品では、飾りベルトが設けられておらず、切替え線が設けられているにとどまることから、その背面は比較的シンプルで目立つ構成部分が存在せず、すっきりした印象を与えるということが出来る。

以上によると、原告商品は、その胴部のほぼ同じ高さに飾りベルトとポケットが取り付けられていることから、コートの正面視、側面視、背面視ともに、横方向に流れる強い印象を与える構成が需要者の目を惹くものに対し、被告商品は、その前面及び背面ともに需要者の目を惹く態様の構成が設けられていないため、全体としてシンプルな印象であり、身体のラインに沿った縦の線が需要者の目を惹く態様となっているということが出来る。このため、原告商品と被告商品は、コートの正面視、側面視、背面視ともに、需要者に異なる印象を与えるというべきである。

オ 原告商品と被告商品のフードとを対比すると、原告商品に取り付けられたフードは、背面視においてその横幅が肩口に及ばず、側面視において膨らみの少ないものであるのに対し、被告商品に取り付けられたフードは、背面視においてその横幅が肩口まで及び、側面視において膨らみの多い大きさである点で異なると認められる。このようなフードの大きさや形状の差違は、コート背面における美感に影響を与えるものであり、飾りベルトの有無やフードとコート本体の色合いの違い（形態(サ)）もあ

いまって、需要者に背面におけるデザインが異なるとの印象を与えるものであるということが出来る。

カ 以上のとおり、原告商品と被告商品との形態の相違点は、需要者の注目を集める形態についての差違であり、その美感に対して異なる印象を与えるものであるから、両者を実質的に同一の形態ということとはできない。

(5) 原告の主張について

これに対し、原告は、被告商品のポケットやベルト等の形態は、女性用コートとしてありふれたものにすぎず、原告商品の形態をこれに置き換えることは極めて容易である上、その相違点は、部分的かつ些細なものであり、全体の形態に影響を与えないと主張する。

しかし、被告商品のポケットやベルト等の形態が特に特徴的なものでなく、置換が容易であるとしても、被告商品において飾りベルトやポケットの形状が需要者の目を惹き、コート全体の美感に影響を及ぼすものであることは前記判示のとおりであり、その相違点が部分的かつ些細なものであるということとはできない。

また、原告は、平成28年から平成29年にかけて雑誌に掲載された女性用コートの説明文から着目点を抽出したところ、ベルトやポケット等に注目した記載は非常に少ないとの結果を得たと主張する。

しかし、上記の結果においてもポケットやベルトが着目点として一定程度挙げられているように、女性用コートのポケットやベルトはコートの胴部という目につきやすいところに配置され、そのデザインも多様であることから、需要者がコートを選択する際の着目点となることは否定し難い。また、商品の形態が実質的に同一かどうかは、事案ごとに個別的に判断すべきところ、本件においては、被告商品における飾りベルトやポケットの形状が需要者の目を惹き、コート全体の美感に影響を及ぼすものであること

は前記判示のとおりである。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

(6) 小括

5 以上のとおり、原告商品の形態と被告商品の形態が実質的に同一である
とは認められないから、その余の争点について判断するまでもなく、被告商
品は、不正競争防止法2条1項3号に該当しない。

3 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいず
れも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第40部

裁判長裁判官

佐 藤 達 文

裁判官

三 井 大 有

裁判官

遠 山 敦 士

別紙 1

被告物件目録

商品番号「331065513」の婦人用コート

別紙 2

原告商品の六面図

正面図



背面图



平面图



右側面図



底面图



左側面図



ブローチを付けた状態の斜視図



ブローチをはずした状態の斜視図



袖口のファーを取り外した状態の斜視図



フード，フードのファーを取り外した斜視図



フードのファー及び袖口のファーを取り外した斜視図



フード、フードのファー及び袖口のファーを取り外した斜視図



別紙 3

被告商品の六面図

正面図



背面图



平面图



右側面図



底面图



左側面図



ファー付きフード及び袖口のファーを付けた状態の斜視図



袖口のファーを取り外した状態の斜視図



フード，フードのファーを取り外した斜視図



フードのファー及び袖口のファーを取り外した斜視図



フード、フードのファー及び袖口のファーを取り外した斜視図

